

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の改正について

入札契約適正化法と適正化指針

入札契約適正化法の概要

(目的)

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る

(入札契約適正化の基本原則の明示)

- ・透明性の確保
- ・公正な競争の促進
- ・適正な施工の確保
- ・不正行為の排除の徹底

(適正化指針の策定)

「適正化指針(各発注者が取り組むべきガイドライン)」の閣議決定
(平成13年3月)



毎年度措置状況を調査し、措置の実施等を要請

改正の背景

適正化指針制定後の動き(主なもの)

平成15年1月	官製談合防止法の施行
平成17年4月	公共工物品質確保法の施行
平成17年7月	国土交通省入札談合再発防止対策の策定
平成17年11月	中央建設業審議会入札契約適正化に関する検討委員会報告
平成18年2月	公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議取りまとめ
平成18年3月	中央建設業審議会WG中間とりまとめ



適正化指針制定後、既に5年以上が経過し、上記の動きを踏まえ改正が必要

主な改正内容(平成18年5月23日閣議決定)

公正な競争の促進

一般競争入札の拡大等

- ・一般競争入札の導入に伴う問題に対応するため、入札ボンドの活用等の条件整備を図りながら、できる限り速やかに一般競争入札を拡大
- ・指名業者名の事後公表の拡大

総合評価の拡充等

- ・公共工物品質確保法に基づき評価基準や実施要領の整備等の措置を講じつつ、できる限り速やかに総合評価を拡大
- ・総合評価の結果の公表の徹底と、評価方法、落札者決定等について効率的に第三者の意見を反映

・施工能力を簡易に評価する方式の活用

競争参加資格の決定に際しての工事实績、工事成績、工事経歴書等企业情報の活用

単体と経常JVの同時登録を認めないとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常JVへの加点調整を行わないこと
指名停止措置についての不服申出への対応を実施

透明性の確保

予定価格及び最低制限価格の事前公表については、弊害が生じないように取り扱うこととし、事後公表を推進

不正行為の排除

工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用等入札監視の強化

不良・不適格業者排除のための建設業許可行政庁との連携推進

指名停止措置の厳正な運用と適切な違約金特約条項の設定

官製談合防止法を踏まえた官製談合の排除・防止の徹底

適正な施工の確保

発注者間での工事成績評定の標準化の推進と苦情への適切な対応の推進
監督・検査の強化、下請企業を含めた立入調査の実施、履行保証割合の引上げ等ダンピング対策の強化

その他

発注者支援データベースの活用

工事経歴書や処分履歴等の企業情報の有効活用

国及び都道府県による発注者への協力・支援の推進